

第 239 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 4 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

239 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年4月10日(木) 午後2時25分

2. 閉会年月日 令和7年4月10日(木) 午後2時18分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(11人) 会長 4番 中村文男

委員	1番 石塚正義	5番 工藤静夫
	6番 夏堀健一	7番 川門前俊文
	9番 佐々木一雄	10番 赤石敏文
	11番 夏坂元一朗	12番 山田憲幸
	14番 黒坂昭彦	16番 工藤信仁

5. 欠席委員(5人)

2番 川守田雄一	3番 三浦恵美子
8番 石橋薫	13番 佐々木徳志
15番 梅内道子	

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 1 番 石塚 正義 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 239 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、2 番 川守田雄一 委員、3 番 三浦恵美子 委員、8 番 石橋 薫 委員、13 番 佐々木徳志 委員、15 番 梅内道子 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 11 名で、委員定数に達しておりますので、第 239 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 5 番 工藤 静夫 委員 6 番 夏堀 健一 委員を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 2 号について、説明いたします。

議 長	農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。 農地調査の結果について、説明を求めます。 石塚 正義 調査員
石塚 調査員	去る 4 月 2 日、藤嶋 昭雄 推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 2 号と議案第 3 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 2 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 2 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第 5 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 3 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、使用貸借と所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 石塚 正義 調査員
石塚 調査員	議案第 3 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請地を借り受けて自己住宅を建築し、転居するため転用するものです。 番号 2 番の申請理由は、同居住まいを解消し、自己住宅を建築するため転用するもの

議 長	です。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 3 号について、補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で剣吉駅から北東に約 970m の距離に位置し、北側、西側、南側は畑、東側は宅地となっています。 農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。 第 1 種農地の転用は原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で南部町役場から南東に約 6.5km の距離に位置し、北側は畑、西側は宅地、東側と南側は山林となっております。 農地区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから、その他の 2 種農地と判断されます。 2 種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上で、補足説明を終わります。
議 長	議案第 3 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。 次に、日程第 6 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、10 件です。 農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住

	所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 1 年、使用貸借による権利設定です。 番号 2 番と番号 3 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。 番号 5 番の利用目的は畑と樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,943 円です。 番号 8 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,976 円です。 番号 9 番と番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,981 円です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 4 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定いたします。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 239 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 18 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....